

答 申 書  
( 答 申 第 259 号 )  
平成 30 年 2 月 7 日

---

1 審査会の結論

北海道教育委員会が死者の個人情報に係る報告書について請求人を本人とする自己に関する個人情報に該当しないとして非開示としたことは妥当である。

2 審査請求の経過並びに審査請求人の主張及び実施機関の説明の要旨  
省略

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象個人情報について

本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の内容は、学校側からの〇〇〇の死その経緯と遺書の報告内容及び本件の本人に関わる詳細内容である。

北海道教育委員会（以下「実施機関」という。）は、本件開示請求に対して、報告書「学校職員の死亡について」（平成 27 年 12 月 24 日付け報告）（以下「本件非開示文書」という。）を対象公文書として特定した。

(2) 本件諮問事案における審議について

実施機関は、本件非開示文書については、北海道個人情報保護条例（平成 6 年北海道条例第 2 号。以下「条例」という。）第 14 条第 1 項で定める請求者の自己に関する個人情報と考えられる要件を満たしていないとして平成 29 年 4 月 10 日付け教職第 46 号により、個人情報非開示決定処分（以下「本件非開示処分」という。）を行った。

審査請求人（以下「請求人」という。）は本件非開示処分について、開示を求めている個人情報は請求人の子（故人）に関するものであり、請求人は当該子の相続人であることから、条例第 14 条第 2 項の規定で未成年者、成年被後見人について、代理人の開示請求が認められているのであれば、相続人である請求人が開示請求することも認められなければならないとして処分の変更を求めていることから、本件非開示処分の妥当性について判断する。

(3) 本件処分の妥当性について

ア 条例第 14 条第 1 項は、「何人も、実施機関に対し、その保有する公文書に記載されている自己に関する個人情報の開示を請求することができる」旨を定めており、「北海道個人情報保護条例の施行について」（平成 6 年 10 月 31 日付け文書第 2121 号総務部長通達）の同項に関する解釈及び運用において、死者に関する情報を自己に関する個人情報として開示を請求することができる場合とは、次の場合をいうとしている。

(ア) 請求者の自己に関する個人情報でもあると考えられる場合

a 死者である被相続人から相続した財産（不法行為による損害賠償請求権等を含む。以下同じ。）に関する情報であって、相続人が当該情報の開示を請求する場合

b 近親者固有の慰謝料請求など、死者の死に起因して、相続以外の原因により請求者が取得した権利義務に関する情報であって、当該権利義務を取得した者が当該情報の開示を請求する場合

(イ) 社会通念上、請求者自身の個人情報と同視することができる場合

死亡した未成年者又は成年被後見人に関する情報であって、これらの者の生前における法定代理人が当該情報の開示を請求する場合

イ 実施機関は、死者に関する個人情報については、開示請求者の自己に関する個人情報でもあると考えられる場合（上記(3)のアの(ア)）又は社会通念上、開示請求者自身の個人情報と同視することができる場合（上記(3)のアの(イ)）に限って開示を請求することができることとしており、遺族であることだけをもつ

て死者と請求人を同視することはできないことから、請求人の主張には理由がないと主張する。

ウ 請求人は、平成 29 年 9 月 19 日付けの意見書において、今回の子（故人）の自死は公務に起因するものとして公務災害を申請する予定であり、それに伴い、公務災害の請求に必要な書類を収集するため、今回の開示請求を行ったものであり、不法行為による損害賠償請求権を行使するための情報であって、子の情報は請求人の自己に関する個人情報でもであると主張する。

エ 死者に関する個人情報の取扱いについては、審査会答申において「死者に関する個人情報を開示請求者自身の個人情報と考えられる場合又は社会通念上、開示請求者自身の個人情報と同視できる場合に限定して認めるのが適当である。」（平成 16 年 6 月 29 日付け北海道個人情報保護審査会答申第 14 号）とされたことから、条例第 14 条第 1 項で定める「自己に関する個人情報」について、死者に関する情報を自己に関する個人情報として開示を請求することができる場合として、(3)のアの(ア)及び(イ)は妥当であると解するものであり、以下、これらの該当性について検討する。

実施機関では本件開示請求の対象公文書として報告書を特定しているが、その報告書を見分するに、人事事務上必要であるため〇〇〇学校で作成された報告書であり、内容は職員の氏名、職員番号、性別、生年月日、学校名、職名、採用年月日、死亡年月日、勤続年数、死亡事由などの個人情報が記載されている報告書に死体検案書が添付されたものである。

これらの個人情報は、(3)のアの(ア)の a に該当する死者である被相続人から相続した財産に関する情報であるとは認められず、公務災害との因果関係が不明な段階では、請求人が主張する不法行為による損害賠償請求権等を含む相続した財産に関する情報であるとも認められない。

また、(3)のアの(ア)の b に該当する請求人が相続以外の原因により取得した権利義務に関する情報又は(3)のアの(イ)に該当する死亡した未成年者又は成年被後見人に関する情報とも認められない。

なお、本報告書は上記の個人情報が記載されているが、意見書に記載されている公務災害の申請に必要な情報である自死の発生現場の状況や自死の原因、職場環境等が記載されているものではなく、精神科医の意見書の作成の重要資料となり得るものではない。

したがって、本件非開示文書について、条例第 14 条第 1 項に規定する請求人を本人とする自己に関する個人情報と考えられる要件を満たしていないとした本件非開示処分は妥当であると判断する。

#### (4) 請求人のその他の主張について

請求人のその他の主張は、条例の解釈適用を左右するものではないと考えられることから、いずれも採用することはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

#### 4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成 29 年 8 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 諮問書の受理（諮問番号562）</li> <li>○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②審査請求書の写し、③個人情報開示請求書の写し、④個人情報非開示決定通知書の写し、⑤審査請求の概要、⑥弁明書の写し、⑦対象公文書の写し）の提出</li> </ul>
平成29年 8 月 3 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本件諮問事案の審議を第三部会に付託</li> </ul>
平成29年 9 月 19 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 審査請求人から意見書の提出</li> </ul>
平成29年10月 4 日 （第三部会）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取</li> <li>○ 審議</li> </ul>
平成29年11月 7 日 （第三部会）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 答申案骨子審議</li> </ul>
平成30年 1 月 30 日 （第93回審査会）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 答申案審議</li> </ul>
平成30年 2 月 7 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 答申</li> </ul>